

北名古屋市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和2年4月20日

北名古屋市代表監査委員 大 野 眞 一

2北児第 98 号
令和 2年 4月10日

北名古屋市代表監査委員 大 野 真 一 様

北名古屋市長 長 瀬 保
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和2年3月27日付け2北監第13号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

1 【指摘事項】

＜児童課＞

(1) 収入事務について

手当に係る返納金について、個人別台帳の未作成や記入漏れがあるため、接触や返納金の催告をした日付・内容等の記録を残し、債権管理状況を定期的に決裁すること。

(2) 支出事務について

遺児手当支給事業について、扶養親族の所得確認に係る同意書に日付がなかった。

(3) 庶務事務について

児童クラブ利用料の減免申請書について、受付印のないものがあった。

(4) 契約事務について

ア 防犯カメラデジタル化改修工事について、監督員が任命されていなかった。

イ 検査調書の作成が必要な備品購入契約について、検査調書を作成していなかった。

＜弥勒寺保育園＞

(1) 支出事務について

1万円を超える長期に使用する物品は、消耗品費ではなく備品として購入し備品登録をすること。

＜沖村保育園＞

(1) 支出事務について

ア 1万円を超える長期に使用する物品は、消耗品費ではなく備品として購入し備品登録をすること。

イ 年度末に図書を購入していたため、計画的に購入するよう努めること。

(2) 庶務事務について

原形のまま比較的長期に使用する物品については、園名を記載すること。

2 【措置状況】

＜児童課＞

(1) 指摘事項については、記録表を作成し、定期的に決裁を仰ぐよう事務処理を是正しました。

(2) 指摘事項については、記載事項に遺漏がないよう事務処理を適正に行います。

(3) 指摘事項については、受付印の遺漏がないよう事務処理を適正に行います。

(4)のア 指摘事項については、今後、工事に係る事務処理を適正に行います。

(4)のイ 指摘事項については、今後、適正な契約事務及び事務処理を行います。

<弥勒寺保育園>

(1) 指摘事項については、今後、物品の購入に係る事務処理を適正に行うとともに、1万円を超える長期に使用する物品は、備品として購入し備品登録するよう是正しました。

<沖村保育園>

(1)のア 指摘事項については、今後、物品の購入に係る事務処理を適正に行うとともに、1万円を超える長期に使用する物品は、備品として購入し備品登録するよう是正しました。

(1)のイ 指摘事項については、計画的に購入するよう是正します。

(2) 指摘事項については、使用物品を精査し園名を記入するよう是正しました。

3 【監査委員意見】

<保育園共通>

(1) 保育園においては、時間の経過とともに同じ指摘が繰り返されるため、今後は指摘事項をまとめて、年に1回程度の全園周知をしていただきたい。

4 【措置状況】

<保育園共通>

(1) 意見については、定期的に実施する園長会において、全園に周知します。